

岡山大学合宿所使用心得

合宿所の使用については、合宿所使用基準（以下「基準」という）のほかこの心得を守ること。

- 1 許可書を学生支援課に提出し、鍵の貸与を受け、使用後は報告書と共にすみやかに学生支援課へ返納すること。
- 2 鍵を紛失した者は、現物を弁償すること。
なお、基準第9を適用し、半年間使用を中止する。
- 3 使用期間及び入退所時間を守ること。
- 4 休日・土曜日の入退所は認めない。
- 5 許可された場所・目的以外に使用しないこと。
- 6 ゴミや持ち込んだ洗面用具などの私物は必ず持ち帰ること。
- 7 貴重品及び危険物等を持ち込まないこと。
- 8 他の使用者に迷惑となる行為（飲酒・騒音・ゴミの投棄など）は、行わないこと。
- 9 20時以後は、騒音を出さないこと。
- 10 22時に玄関等施錠し、23時に消灯すること。
- 11 複数団体が利用している場合、共用スペース（シャワー室・玄関施錠）の使用および管理調整を密に行うこと。
- 12 施設内外は、常に清潔・整頓に努めること。また退所する前に、使用した部屋および共用スペース（階段・廊下・シャワー室・トイレ・玄関）の清掃を行うこと。
- 13 火気の使用は、認めない。
- 14 火災予防に万全をきすこと。
- 15 施設、設備、備品等に異常を認めたときは、直ちに学生支援課へ連絡すること。
- 16 万一非常事態が発生した時は、直ちに学生支援課（または守衛所）へ急報し臨機の処置を講ずること。
- 17 使用後は、原状に復し、学生支援課に届け出ること。
- 18 その他学生支援課の指示に従うこと。

<連絡先>

学生支援課（平日 8:30～18:00）：086-251-7176

守衛所（時間外および夜間）：086-251-7096